

## 議案第84号

### 公共施設等運営権の設定について

次のとおりグリーンパーク山東および米原市近江母の郷文化センターの公共施設等運営権を設定することについて議会の議決を求める。

- 1 公共施設等の名称      グリーンパーク山東  
                                  米原市近江母の郷文化センター
- 2 公共施設等運営権者    米原市甲津原 530 番地  
                                  奥伊吹 S P C 株式会社  
                                  代表取締役 草 野 丈 太
- 3 公共施設等の立地      米原市池下 80 番地 1 (グリーンパーク山東)  
                                  米原市宇賀野 1364 番地 1 (米原市近江母の郷文化センター)
- 4 公共施設等の規模および配置
  - (1) 規模
    - ア グリーンパーク山東
      - (ア) 敷地面積      1 5 7, 1 7 8 平方メートル
      - (イ) 対象施設      宿泊研修棟、コテージ、工芸館、屋内多目的運動広場、芝生広場、テニスコート、イベント広場、屋内ゲートボール場、屋外ゲートボール場、林間キャンプ場、アスレサーキット場、フィールドアスレチック、林間広場、田園空間コミュニティ施設、以上の施設に付帯する施設
    - イ 米原市近江母の郷文化センター
      - (ア) 敷地面積      2 6, 0 2 1 平方メートル
      - (イ) 対象施設      くらしの工芸館、ふれあい広場、テニスコート、ふれあいドーム、物流交流館さざなみ
  - (2) 配置  
          別図のとおり
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
  - (1) 準備業務
  - (2) 運営管理業務
  - (3) 維持管理業務
  - (4) 改修・増築等に関する業務
  - (5) 自主事業

6 公共施設等運営権の存続期間 公共施設等運営権の設定の日から令和14年3月31日まで

令和3年12月2日提出

米原市長 平尾道雄

#### 提案理由

米原市観光・レクリエーション関連2施設に係る公共施設等運営事業におけるグリーンパーク山東および米原市近江母の郷文化センターの公共施設等運営権を設定したいので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第4項の規定により、この案を提出するものである。



# 公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図

別図



①	宿泊研修棟
②	コテージ
③	工芸館
④	屋内多目的運動広場
⑤	芝生広場
⑥	テニスコート
⑦	イベント広場
⑧	屋内ゲートボール場
⑨	屋外ゲートボール場
⑩	林間キャンプ場
⑪	アスレサーキット場
⑫	フィールドアスレチック
⑬	林間広場
⑭	田園空間コミュニティ施設

<凡例>  
 運営権対象施設の範囲

 市有地  
 建築物

グリーンパーク山東

# 公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図

別図



①	くらしの工芸館
②	ふれあい広場
③	テニスコート
④	ふれあいドーム
⑤	物流交流館さざなみ

< 凡例 >

運営権対象施設の範囲

	市有地
	建築物

米原市近江母の郷文化センター